

# 令和7年度山口県女子サッカーリーグ(以下「県リーグ」)の留意事項

2025.2.13

## 1. 持参する物

### (1)各チーム

- ・メンバー表 3 部
- ・ベンチ入りする全ての選手の登録選手証もしくは登録選手一覧(写真付き)1 部

### (2)運営担当チーム・・・運営セット

- 書類：運営資料・記録用紙・審判報告書・審判謝金領収書等を含むファイル  
資金：審判謝金・会場費等を含むポーチ(審判謝金は当日の支払いに合わせて準備)  
用具：試合球・フラッグ・ボード等を含むバッグ  
マーカー・ストップウォッチ等を含むカゴ

※運営セットの引継は担当チームが責任をもって行うこと。

## 2. 試合前

### (1)ベンチ

リーグ日程表の左側チームをホームチームとし、ホームチームのベンチはグラウンドに向かって左側とする。

### (2)ユニフォームの決定

試合前の打ち合わせは原則として実施しない。事前に対戦チーム間の話し合いにより、ユニフォームやベンチビブスの色等を決めること。話し合いによって決まらない場合は事前に相談のうえ、運営本部の責任者もしくは主審の決定に従うこと。

### (3)運営本部への提出物

試合開始時間の 30 分前までに「1.(1)メンバー表 3 部・選手証」を運営本部に提出。

### (4)運営本部の役割

運営本部に提出された 3 部のメンバー表は、運営本部のチェック(登録票とメンバー表に相違がないか等)後、**1 部を相手チーム**、**1 部を審判団**、**1 部は本部**保管とする。

### (5)整列及び交代

- ・試合開始時間の 6 分前に、控え選手を含む全ての選手が整列すること。
- ・試合前の整列の際、登録選手証等を提示する必要はない。
- ・審判団は、選手の氏名及び背番号がメンバー表と相違ないか等を確認すること。
- ・選手交代の際、交代用紙は使用しない。

## 3. 審判の服装

選手が自らの試合前又は試合後の審判をする場合、パンツ、ソックスについては、自らの試合で着用する又は着用したもので審判をすることを認める。ただし、主審は除く。

次項へ続く

#### 4. 試合結果の報告

- ・運営担当チームは、試合が行われた当日中に各リーグの責任者に報告すること。
- ・報告にあたっては、「前半 1-0,後半 1-1,計 2-1△△チーム勝ち」と明示すること。

#### 5. 審判謝金及び会場費の清算

- ・運営担当チームは、運営セットより審判謝金と会場使用料の精算を行った後、残金を確認すること。領収書及び明細書（レシート可）は運営ファイルに保管すること。当日に精算が難しい場合は、運営責任者により代行する。
- ・インボイス制度導入により、必ず T 番号を記載した領収書をもらうこと。
- ・領収書の宛名は「(一社)山口県サッカー協会」とすること。宛名が違う場合は、領収宛名欄の者が上記の通り領収書を作成すること。

#### 6. 登録変更について

- ・シーズン中、既に登録した選手の背番号変更は不可とする。
- ・シーズン中の背番号の変更は、抹消選手の背番号を新規追加選手に使用する場合のみ認める。
- ・開幕前に限り、4/20(日)を最終期限として登録選手の背番号変更を認める。この場合、登録変更届は必要なし。運営責任者に変更点を連絡のうえ、改訂版の登録票を送付すること。

#### 7. その他

[統括]宮本、[1部責任者]荒井、[2部責任者]島川

- ・アンダーシャツ、アンダーショーツ、タイツの色は、チーム内でバラバラでもよい。ただし、全国大会に通じるトーナメント戦ではNGなので、新たに買う場合は同色に揃えた方がチームのためになる。
- ・2部リーグについては、キーパーユニフォームの代替として、フィールドユニフォームの上にビブス着用での出場を認める。
- ・不足額が生じた場合は、これまでどおり県リーグ終了後に各チームから追加徴収する。
- ・主審については、3級以上が望ましい。
- ・審判資格のない者が主審・副審をすることは認められない。